

**第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会  
第1回宿泊・衛生専門委員会 次第**

日時：平成30年4月27日(金)14:00-16:00

場所：大津合同庁舎7階 7-D会議室

**開会**

1. あいさつ
2. 委員自己紹介
3. 事務局自己紹介
4. 委員長・副委員長の選出
5. 会議の公開等について
6. 説明事項
  - (1) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の概要および第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会に係る開催準備経過について
  - (2) 宿泊・衛生の業務の実施状況について  
(2017 愛顔つなぐえひめ国体・大会より)
  - (3) 宿泊・衛生専門委員会について
7. 審議事項
  - (1) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針(案)
  - (2) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針(案)
8. その他

**閉会**

# 第1回宿泊・衛生専門委員会 座席配置

平成30年4月27日（金）  
滋賀県大津合同庁舎7-D会議室

出入口

記者席

傍聴者席

副委員長◎

◎委員長

内藤 委員◎

◎岡本 委員

人見 委員◎

◎小田 委員

古田 委員◎

◎小野寺 委員

代理：我藤様

松波 委員◎

◎北川 宏委員

三橋 委員◎

◎北川 義治委員

代理：田中様

山本 委員◎

◎木屋 委員

吉成 委員◎

◎小西 委員

渡辺 委員◎

◎辻 委員

代理：富田様

プロジェ  
クター

代理：鍼田様

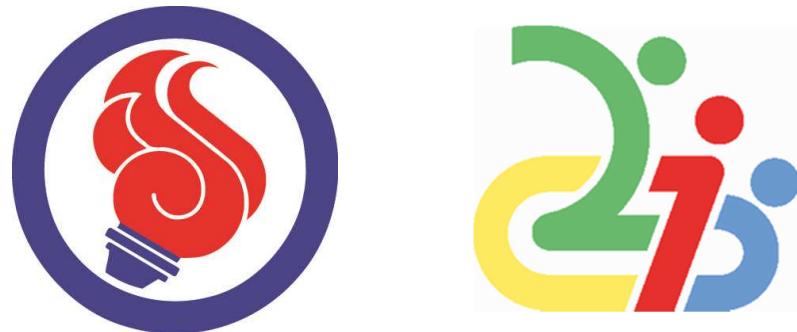
事務局

スクリーン

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会

第1回宿泊・衛生専門委員会

会議資料



日時：平成30年4月27日（金）14:00～16:00  
会場：大津合同庁舎7階 7-D会議室

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会

**宿泊・衛生専門委員会 委員名簿**

(順不同:敬称略)

	機関	役職	名前
宿泊・観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	山本 清藏
	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	人見 昌宏
	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	副会長	北川 宏
	公益社団法人 びわこビジターズビューロー(国内誘客部)	副部長	木屋 博隆
医療	一般社団法人 滋賀県医師会	副会長	小西 真
	一般社団法人 滋賀県薬剤師会		岡本 茂胤
	公益社団法人 滋賀県看護協会	常務理事	松波 典代
	公益社団法人 滋賀県獣医師会	副会長	内藤 慎吾
食品・衛生	一般社団法人 滋賀県食品衛生協会	専務理事	林 宏一
	公益社団法人 滋賀県栄養士会	副会長	岩川 裕美
	一般社団法人 滋賀県調理師会	会長	小野寺 和徳
	滋賀県保健所長会	副会長	嶋村 清志
スポーツ	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当次長	小田 隆司
	滋賀県障害者スポーツ協会	副主幹	吉成 永部
市町関係	滋賀県市長会	事務局長	北川 義治
	滋賀県町村会	事務局長	福永 亮順
県	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	三橋 進
	滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課	課長	古田 益夫
	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	辻 浩司
	滋賀県商工観光労働部観光交流局	副局長	松田 千春
	滋賀県農政水産部畜産課	課長	渡辺 千春

## 会議公開等について

平成25年(2013年)10月31日

第1回常任委員会決定

最終改正:

平成29年(2017年)7月31日

第5回常任委員会一部改正

## 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

**第2条** 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

**第3条** 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

**第4条** 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(部会)

**第5条** 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 総合的な計画の立案に関すること。</li><li>2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関すること。</li><li>3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関すること。</li><li>4 競技施設の整備計画の立案に関すること。</li><li>5 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。</li><li>6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 総合的な計画の推進に関すること。</li><li>2 競技施設基準に関すること。</li><li>3 競技施設の整備計画の推進に関すること。</li><li>4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。</li><li>5 文化プログラムに関すること。</li><li>6 他の専門委員会に属さない重要な事項（重要な事項を除く。）に関すること。</li></ol>
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 広報の基本的事項に関すること。</li><li>2 県民運動の基本的事項に関すること。</li><li>3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 広報の実施に関すること。</li><li>2 県民運動の推進に関すること。</li><li>3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関すること。</li><li>4 その他広報および県民運動に係る事項に関すること。</li></ol>
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること。</li><li>2 国体の競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</li><li>3 その他国体の競技運営に係る重要な事項に関すること。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国体の競技運営に係る計画の推進に関すること。</li><li>2 国体の競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関すること。</li><li>3 国体の競技用具の整備に関すること。</li><li>4 国体のリハーサル大会に関すること。</li><li>5 国体の競技記録に関すること。</li></ol>

		6 その他国体の競技運営に係る事項に関すること。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<p>1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 その他大会に係る重要な事項に関すること。(他の専門委員会の付託事項を除く。)</p>	<p>1 大会の競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 その他大会に関すること。(他の専門委員会の委任事項を除く。)</p>
宿泊・衛生専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関すること。</p> <p>2 医事・衛生の基本的事項に関すること。</p> <p>3 その他宿泊および医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。</p> <p>2 標準献立および食品調達に関すること。</p> <p>3 医療救護および防疫に関すること。</p> <p>4 食品衛生および環境衛生に関すること。</p> <p>5 馬事衛生に関すること。</p> <p>6 その他宿泊および医事衛生に関すること。</p>
輸送・交通専門委員会	<p>1 輸送および交通の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国輸送に関すること。</p> <p>2 総合開・閉会式の輸送に関すること。</p> <p>3 競技会場地の輸送に関すること。</p> <p>4 その他輸送および交通に関すること。</p>

# 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

## 滋賀県開催準備委員会

### 宿泊・衛生専門委員会 会議公開方針（案）

#### 第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会宿泊・衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
  - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

#### 第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

## 第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

### 1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。  
なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。  
また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。  
ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。
- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。  
ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。
- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

### 2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項について公開しないこととすることができます。

## 第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聴いて必要な都度定めるものとする。

## 滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

## 参 考

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(一部改正〔平成 14 年条例 45 号・15 年 18 号・18 年 11 号・19 年 34 号・26 年 66 号〕)

## 傍聴要領（案）

宿泊・衛生専門委員会

宿泊・衛生専門委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 宿泊・衛生専門委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

### 2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

### 4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

## 審議事項

# 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会

## 宿泊基本方針（案）

第79回国民体育大会（以下「国体」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

### 1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

### 2 配 宿

- (1) 国体における選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。  
大会参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。
  - ①都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
  - ②大会の選手・監督については、障害特性を配慮する。
  - ③競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
  - ④役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

### 3 宿泊料金

国体参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

大会参加者の宿泊料金は、国体宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

### 4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

# 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会

## 医事・衛生基本方針（案）

第79回国民体育大会（以下「国体」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、参加者等が、清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の方針により行うものとする。

### 1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置および医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

### 2 防 疫

参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を整えるとともに、防疫に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

### 3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎および食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

### 4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

### 5 馬事衛生

国体の馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

## 參考資料

# 国民体育大会の概要

## 1 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

## 2 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

## 3 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省および開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体および会場地市町村を含めたものとする。

## 4 開催時期・会期

9月中旬～10月中旬の11日間以内

※大会会期は、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

## 5 実施予定競技

実施競技は4年毎に見直されており、滋賀県で開催する第79回国民体育大会における実施競技については、平成29年6月に国体委員会にて選定された。

※第79回大会（冬季大会を除く）の実施競技は以下のとおりである。

### <正式競技> (37競技)

#### ●毎年実施競技 (36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

#### ●隔年実施競技 (1競技)

ボクシング

### <特別競技> (1競技)

高等学校野球（硬式および軟式）

### <公開競技> (7競技)

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

### <デモンストレーションスポーツ> (開催県民を対象に開催県にて種目決定)

(H29えひめ国体の一例)

ノルディックウォーキング、合気道、カーリング、3B体操、トランポリン等

# 全国障害者スポーツ大会の概要

## 1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

## 2 主催

全国大会の主催者は、厚生労働省、公益財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「日障協」という。）ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村とし、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

## 3 大会開催の基本方針

- (1) 全国大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 全国大会は、毎年実施される国民体育大会（本大会）の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 全国大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体等が主管する。
- (4) 全国大会における実施競技・種目は別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下「競技規則」という。）による。
- (5) 全国大会における競技施設は、原則として、国民体育大会（本大会）の会場を使用する。

## 4 開催時期の決定

開催時期は、開催地主催者が開催の概ね3年前までに、主催者と協議のうえ決定する。

## 5 実施競技

実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

## 全国障害者スポーツ大会 実施競技

※身：身体障害、知：知的障害、精：精神障害

### ◆正式競技

	競技名	※障害区分
個（ 人 競 技）	陸上競技	身・知
	水泳	身・知
	アーチェリー	身
	卓球 [サウンドテーブルテニス（身）を含む] ※H31茨城大会より、精神障がい区分が追加	身・知・精
	フライングディスク	身・知
	ボウリング	知
	ボッチャ (H33三重大会より追加)	身
団（ 体 競 技）	バスケットボール	知
	車いすバスケットボール	身
	ソフトボール	知
	グランドソフトボール	身
	フットベースボール	知
	バレーボール	身・知・精
	サッカー	知

※正式競技は、開催年までに追加・変更となることがあります。

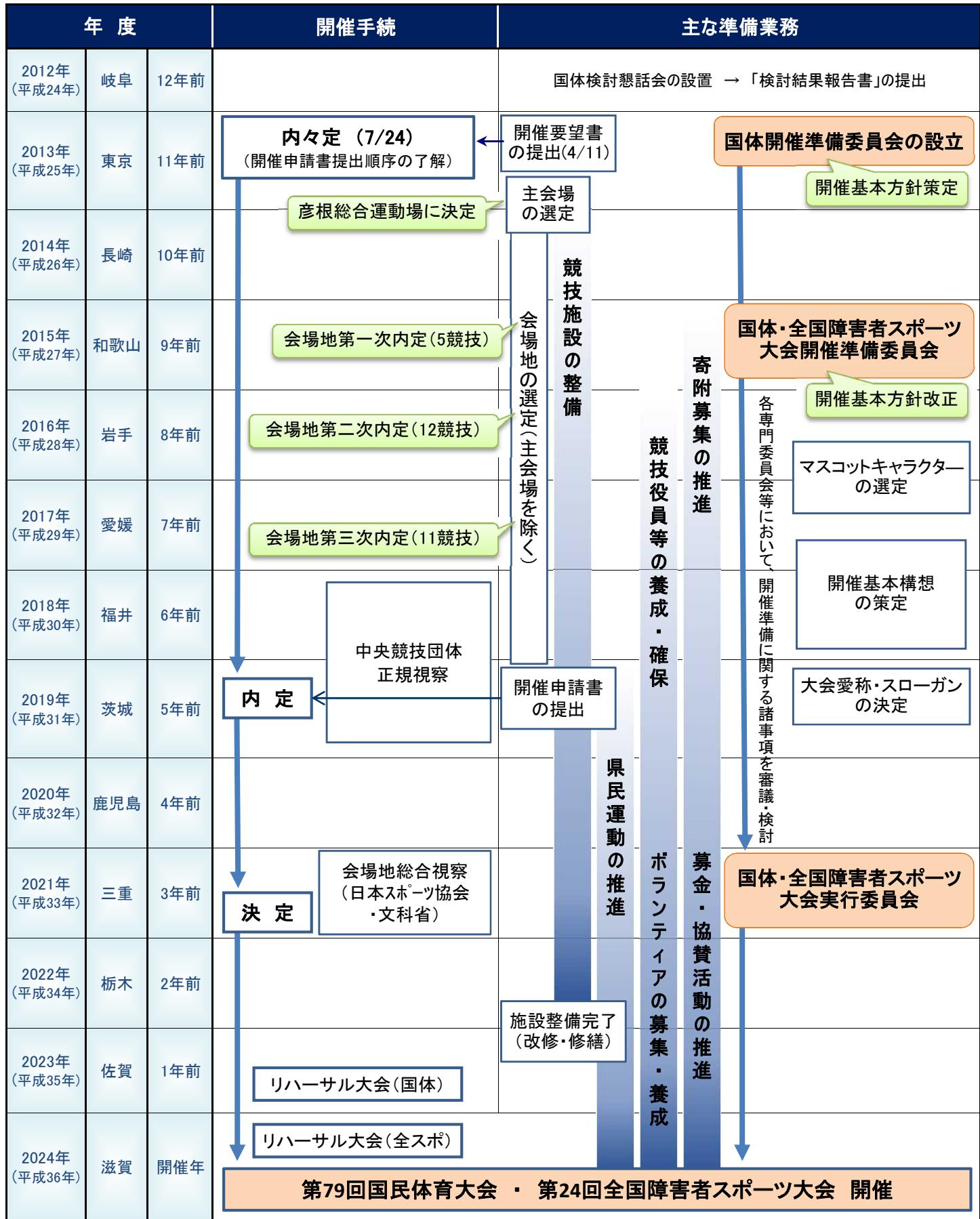
### ◆オープン競技(参考例:H29えひめ大会実施競技)

	競技名	※障害区分
	肢体障がい者ボウリング	身
	ブラインドテニス	身
	精神障がい者フットサル	精

※オープン競技は、開催県実行委員会と中央主催者(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び文部科学省)の協議のうえ、決定します。

# 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会

## 開催準備スケジュール



# 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 組織図

(平成29年7月31日現在)

事務局:県民生活部スポーツ局課国体・全国障害者スポーツ大会準備

## 総会

- 各年度の事業計画・予算、事業報告・決算等の審議
- 常任委員会への委任事項の決定
- 大会開催基本方針の決定
- 特別委員会の設置

【年1回開催】

委任

報告

報告・  
提言等

## 常任委員会

- 総会からの委任事項(各基本方針や計画等)の審議・決定
- 専門委員会の設置、委任・付託事項の決定

## 特別委員会

【必要に応じ開催】

### 子ども・若者参画 (ジュニア・ユース チーム)

H  
25  
設  
置

### 募金・協賛推進

H  
26  
設  
置

## 専門委員会

- 常任委員会からの付託事項の審議・(案)の策定
- 常任委員会からの委任事項の審議・決定

【年数回開催】

委任  
・  
付託

報告

(方針を除く)  
会場の選定、会場地

### 総務企画

(開・閉会式場、陸上競技場  
の選定)

### 主会場選定

(広報・県民運動の方策検討)

### 広報・県民運動

(実施競技の選定、競技役員  
の養成等)

### 競技運営

(国体直後に開催される全国  
障害者スポーツ大会の準備)

### 全国障害者スポーツ大会

(配宿、食品・馬事衛生等の  
方策検討)

### 宿泊・衛生

(総合開・閉会式等の輸送  
・交通の方策検討)

### 輸送・交通

(輸送・交通)

### 式典・会場

(警備・消防)

H25設置

H26設置

H27設置

H29設置

今後、設置予定

<b>総会</b>	<b>会長</b> (知事)、 <b>副会長9名</b> (県議会議長、副知事、県体育協会会长、県障害者スポーツ協会会长、県教育委員会教育長、市長会会长、町村会会长、滋賀経済団体連合会会长)、 <b>顧問8名</b> (県選出国會議員)、 <b>参与59名</b> (県議会議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、 <b>委員250名</b> (各市町長、各市町議会議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県警本部長等)、 <b>監事3名</b> (県会計管理者、市町会計管理者の代表) <b>合計 344名</b>
<b>常任委員会</b>	<b>委員長</b> (会長)、 <b>副委員長9名</b> (副会長)、 <b>常任委員72名</b> (県議会副議長・関係委員会委員長、各市町長、主要機関・団体の長) <b>合計 82名</b>
<b>子ども・若者参画特別委員会</b>	<b>県内の子ども・若者から公募等により選任</b>
<b>募金・協賛推進特別委員会</b>	<b>経済・社会分野、スポーツ分野等から選任</b>
<b>各専門委員会</b>	<b>各々の設置目的に応じ選任</b>

# 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 構成図

平成29年7月31日現在

<b>会長（1名）</b>	知事	<b>副会長（9名）</b>	県議会議長、副知事、(公財)滋賀県体育協会会长、県障害者スポーツ協会会长、県教育委員会教育長、市長会会长、町村会会长、滋賀経済団体連合会会长
<b>顧問（8名）</b>	県選出国会議員		
<b>参与（59名）</b>	県議会議員(副会長・委員以外)、県教育委員会委員(副会長・委員以外)、報道各社代表		
<b>委員（264名）</b> ※○は常任委員(73名) ※委員総数としては、委員のうちから選任された副会長9名を含めた273名			
<b>県議会関係（7名）</b>	<b>学校関係（20名）</b>	<b>スポーツ関係（89名）</b>	<b>医療・福祉関係（26名）</b>
○ 副議長 ○ 県民生活・土木交通常任委員会委員長 " 副委員長 ○ 文化・スポーツ対策特別委員会委員長 " 副委員長  スポーツ振興議員連盟 代表 " 副代表	滋賀県私立幼稚園協会会长 滋賀県国公立幼稚園・こども園長会会长 ○ 滋賀県小学校会会长 ○ 滋賀県中学校会会长 ○ 滋賀県高等学校長協会会长 ○ 滋賀県私立中学高等学校連合会会长 ○ 滋賀県特別支援学校校長会会长 滋賀県専修学校各種学校連合会会长 県内各大学(12大学)学長	○ (公財)滋賀県体育協会副会長(5名)・理事長 各都市体育協会(16協会)会長 ○ 滋賀県小学校体育連盟会会长 ○ 滋賀県中学校体育連盟会会长 ○ 滋賀県高等学校体育連盟会会长 ○ 滋賀県スポーツ推進委員協議会会长 滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会长 ○ 滋賀県障害者スポーツ協会副会长(6名) 滋賀県スポーツ少年団本部長 ○ 滋賀県レクリエーション協会会长 滋賀県スポーツ指導者協議会会长 滋賀県企業スポーツ振興協議会会长 滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会会长 スペシャルオリンピックス日本・滋賀会長 各競技団体(50団体)の長	○ (一社)滋賀県医師会会长 (一社)滋賀県歯科医師会会长 (一社)滋賀県薬剤師会会长 (公社)滋賀県獣医師会会长 ○ (公社)滋賀県看護協会会长 (公社)滋賀県理学療法士会会长 (一社)滋賀県作業療法士会会长 滋賀県言語聴覚士会会长 (一社)滋賀県鍼灸マッサージ師会会长 (公社)滋賀県柔道整復師会会长 ○ (一社)滋賀県病院協会会长 滋賀県スポーツ医会会长 日本赤十字社滋賀県支部長 ○ (社福)滋賀県社会福祉協議会会长 (公財)滋賀県身体障害者福祉協会会长 (特非)滋賀県精神障害者家族会連合会会长 (公社)滋賀県手をつなぐ育成会理事長 (一社)滋賀県保育協議会会长 滋賀県健康推進員団体連絡協議会会长 (社福)滋賀県視覚障害者福祉協会会长 (社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会理事長 滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会会长 滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会会长 滋賀県児童成人福祉施設協議会会长 滋賀県障害者自立支援協議会 滋賀県社会就労事業振興センター
<b>県関係（16名）</b>	<b>産業・経済関係（19名）</b>	<b>通信・運輸・交通関係（15名）</b>	<b>警備・消防関係（2名）</b>
○ 各部長等 ○ 警察本部長 公営企業管理者等 ○ スポーツ推進審議会会长	○ 滋賀県商工会議所連合会会长 ○ 滋賀県商工会連合会会长 ○ 滋賀県中小企業団体中央会会长 ○ 滋賀経同友会代表幹事 ○ (一社)滋賀経済産業協会会长 ○ (公社)びわこビジターズピューロー会長 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会长 滋賀県労働組合総連合議長 滋賀県農業協同組合中央会会长 滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長 滋賀県森林組合連合会代表理事会長 滋賀県生活協同組合連合会会长 (公社)滋賀県建設産業団体連合会会长 (一社)滋賀県銀行協会会长 滋賀県信用金庫協会会长 滋賀県信用組合協会会长 関西電力(株)執行役員滋賀支店長 大阪ガス(株)滋賀地区支配人 (一社)滋賀県LPガス協会会长	西日本電信電話(株)滋賀支店長 (株)NTTドコモ関西支社滋賀支店長 KDDI(株)理事 関西総支社長 ソフトバンク(株)総務本部地域総務部長 西日本旅客鉄道(株)執行役員近畿統括本部京都支社長 近江鉄道(株)代表取締役社長 京阪電気鉄道(株)執行役員大津鉄道部長 信楽高原鐵道(株)代表取締役社長 西日本高速道路(株)執行役員関西支社長 中日本高速道路(株)執行役員名古屋支社長 ○ (一社)滋賀県バス協会会长 (一社)滋賀県タクシー協会会长 (一社)滋賀県トラック協会会长 滋賀県旅客船協会会长 (公財)滋賀県交通安全協会会长	(公財)滋賀県消防協会会长 (一社)滋賀県警備業協会会长
<b>市町関係（21名）</b>	<b>通信・運輸・交通関係（15名）</b>	<b>社会・文化・環境関係（21名）</b>	<b>監事（3名）</b>
○ 各市町長(副会長以外) ○ 都市教育委員会連絡協議会会长 ○ 町村教育委員会連絡協議会会长 ○ 都市教育長会会长 ○ 町村教育長会会长	滋賀県労働組合総連合会滋賀県連合会会长 滋賀県労働組合総連合議長 滋賀県農業協同組合連合会代表理事会長 滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長 滋賀県森林組合連合会代表理事会長 滋賀県生活協同組合連合会会长 (公社)滋賀県建設産業団体連合会会长 (一社)滋賀県銀行協会会长 滋賀県信用金庫協会会长 滋賀県信用組合協会会长 関西電力(株)執行役員滋賀支店長 大阪ガス(株)滋賀地区支配人 (一社)滋賀県LPガス協会会长	滋賀県私立幼稚園PTA連合会会长 滋賀県PTA連絡協議会会长 滋賀県公立高等学校PTA連合会会长 滋賀県私立中学高等学校保護者会連合会会长 滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会长 ○ 滋賀県地域女性団体連合会会长 (公財)滋賀県希望が丘文化公園理事長 (公財)滋賀県文化財保護協会理事長 (公財)淡海文化振興財団理事長 (一財)滋賀県老人クラブ連合会会长 ○ 滋賀県青年団体連合会会长 滋賀県青少年育成県民議会会长 滋賀県子ども会連合会会长 日本ボイスカウト滋賀連盟長 (一社)ガールスカウト滋賀県連盟長 (公財)滋賀県緑化推進会理事長 (一社)滋賀グリーン購入ネットワーク会長 (公財)淡海環境保全財団理事長 滋賀県公民館連絡協議会会长 (公財)滋賀県国際協会会长 ○ (公社)日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会长	県会計管理者 市会計管理者代表 町会計管理者代表
<b>市町議会関係（19名）</b>	<b>宿泊・観光・衛生関係（5名）</b>	<b>計 344名</b>	
○ 市議会議長会会长 ○ 町村議会議長会会长 各市町議会議長(上記以外)			
<b>国関係（4名）</b>			
近畿運輸局滋賀運輸支局長 近畿地方整備局滋賀国道事務所長 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 自衛隊滋賀地方協力本部長			

平成25年(2013年)10月31日  
第1回総会決定  
平成27年(2015年)8月31日  
第3回総会改正

## 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

### 1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で平成36年(2024年)に開催する第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんのがんばりの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんのがんばり一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

### 2 実施目標

#### (1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんのがんばり日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

#### (2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

### **(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会**

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

### **(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会**

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

### **(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会**

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

### **(6) 滋賀の未来に負担を残さない大会**

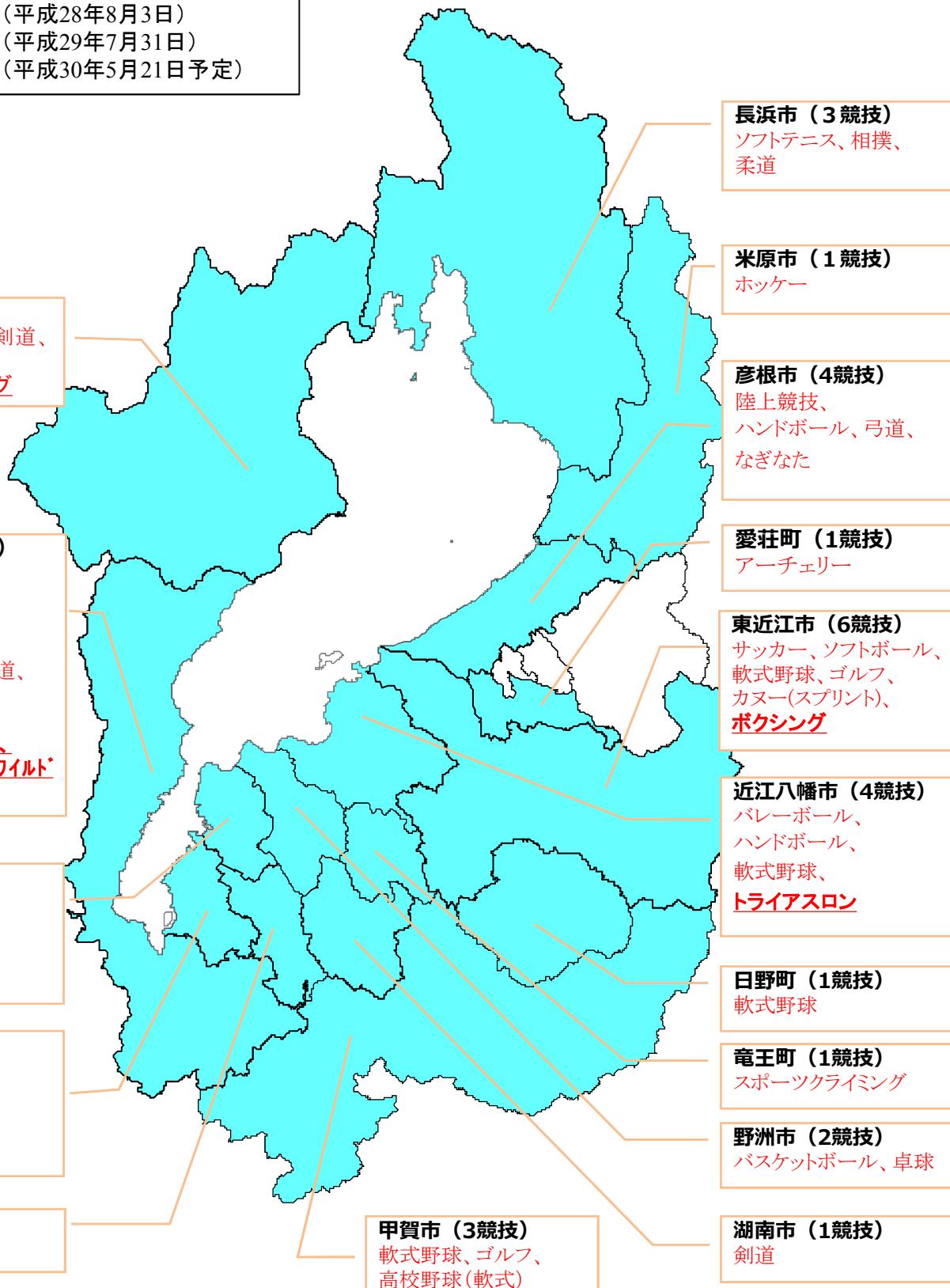
既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

### **(7) すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会**

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

# 会場地市町内定(第一次～第四次)配置図

主会場決定 (平成26年5月26日)  
第一次内定 (平成27年8月31日)  
第二次内定 (平成28年8月3日)  
第三次内定 (平成29年7月31日)  
第四次内定 (平成30年5月21日予定)



※ゴシック体で下線は、第4次内定(案)を表す。

## 第79回国民体育大会 各競技会場地の内定状況について

○内定済み(第一次～第三次) …… 28競技(正式競技27、特別競技1)

○第四次内定予定  
(5月21日予定) …… 6競技(ボクシング、セーリング、ウェイトリフティング、ライフル射撃(CP)、カヌー(スラローム、ワイルドウォーター)、トライアスロン)

No	競技名	第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地	
		内定期	市町名	施設名	種別		
1	陸上競技	H26.5.26	彦根市	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場	全種別	大津市	
2	水泳	競泳				彦根市	
		アーティスティックスイミング				—	
		水球				長浜市	
		飛込				彦根市	
3	サッカー	②H28.8.3	東近江市	布引運動公園陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場 総合グラウンド	成年男	水口町、甲西町	
			大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド びわこ成蹊スポーツ大学陸上 フィールド	女子		
			守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	少年男		
4	テニス	②H28.8.3	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	全種別	彦根市	
5	ボート	②H28.8.3	大津市	滋賀県立琵琶湖漕艇場	全種別	大津市	
6	ホッケー	③H29.7.31	米原市	県立伊吹運動場、米原市伊吹第 1グラウンド	全種別	伊吹町	
7	ボクシング	④H30.5予定	東近江市	東近江市能登川スポーツセン タ一体育館	全種別	能登川町	
8	バレーボール	②H28.8.3	草津市	草津市立総合体育館 野村公園体育館	成年男 成年女	近江八幡市、守山市	
			近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	少年男		
			守山市	守山市民体育館	少年女		
9	体操	競技	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	全種別	栗東町
		新体操	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	少年女	—
10	バスケットボール	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	成年男 少年男	大津市	
			野洲市	野洲市総合体育館	成年女		
			草津市	野村公園体育館	少年女		

No	競技名	第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地
		内定期	市町名	施設名	種別	市町村名
11	レスリング	②H28.8.3	栗東市	栗東市民体育館	全種別	甲賀町、信楽町
12	セーリング	④H30.5予定	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	全種別	大津市
13	ウエイトリフティング	④H30.5予定	高島市	県立安曇川高等学校体育館	全種別	安曇川町
14	ハンドボール	③H29.7.31	彦根市 近江八幡市	(仮称)彦根市新市民体育センター 県立彦根東高等学校体育館 県立彦根工業高等学校体育館 彦総グリーンアリーナ(彦根総合高等学校体育館) 近江八幡市立運動公園体育館	全種別 少年男 少年女	彦根市
15	自転車	トラック ロード				大津市 八日市市、蒲生町、日野町、永源寺町、愛東町、湖東町
16	ソフトテニス	①H27.8.31	長浜市	長浜市民庭球場	全種別	長浜市
17	卓球	②H28.8.3	野洲市	野洲市総合体育館	全種別	草津市
18	軟式野球	③H29.7.31	近江八幡市 草津市 守山市 甲賀市 東近江市 日野町	近江八幡市立運動公園野球場 草津グリーンスタジアム 守山市民球場 甲賀市民スタジアム ひばり公園湖東スタジアム 大谷公園野球場	成年男	近江八幡市、守山市
19	相撲	①H27.8.31	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別	日野町
20	馬術					栗東町
21	柔道	②H28.8.3	長浜市	木之本運動広場体育館	全種別	木之本町
22	ソフトボール	②H28.8.3	東近江市 高島市 草津市 守山市	布引運動公園多目的グラウンド 今津総合運動公園第2グラウンド 野村公園グラウンド 守山市民運動公園ソフトボール場・市民スポーツ広場	成年男 成年女 少年男 少年女	草津市、八日市市
23	フェンシング	③H29.7.31	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	五個荘町
24	バドミントン	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	全種別	大津市
25	弓道	③H29.7.31	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター	全種別	長浜市
26	ライフル 射撃	センター・ファイア・ピストル センター・ファイア・ピストル以外	④H30.5予定	大津市 滋賀県警察学校射撃場	全種別	大津市
27	剣道	①H27.8.31	湖南市	湖南市総合体育館	全種別	今津町

No	競技名		第79回国体 会場地				(参考) びわこ国体会場地	
			内定時期	市町名	施設名	種別		
28	スポーツ クライミング		リード ボルダリング	③H29.7.31	竜王町	竜王町総合運動公園	全種別	高島町、志賀町、朽木村
29	ラグビーフットボール							野洲町
30	カヌー	スプリント	③H29.7.31	東近江市	東近江市能登川水車とカヌーランド	全種別	大津市	
		スラローム ワイルドウォーター	④H30.5予定	大津市	瀬田川特設カヌー会場	全種別		
31	アーチェリー		①H27.8.31	愛荘町	愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド	全種別	秦荘町	
32	空手道		②H28.8.3	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	湖東町	
33	銃剣道		③H29.7.31	高島市	新旭体育館	全種別	今津町	
34	なぎなた		③H29.7.31	彦根市	パナソニック株式会社アプライアンス社彦根工場多目的ホール	全種別	—	
35	ボウリング						—	
36	ゴルフ		③H29.7.31	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部	成年男	—	
	甲賀市	ベアズパウ ジャパン カントリークラブ		少年男				
	東近江市	名神八日市カントリー倶楽部		女子				
37	トライアスロン		④H30.5予定	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場	全種別	—	
38	高等学校 野球	硬式	①H27.8.31	大津市	皇子山総合運動公園野球場	—	大津市	
		軟式	③H29.7.31	甲賀市	甲賀市民スタジアム	—	彦根市	
				高島市	今津スタジアム			

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

県内の宿泊施設数等(H30.2.28現在)

市町	データ	ホテル	旅館	簡易宿所等	総計
大津市	施設数	28	86	56	170
	客室数(洋室)	2,140	271	70	2,481
	客室数(和室)	61	1,362	280	1,703
	合計定員	5,112	7,492	2,317	14,921
彦根市	施設数	23	20	11	54
	客室数(洋室)	1,487	237	65	1,789
	客室数(和室)	33	160	48	241
	合計定員	2,482	1,084	503	4,069
長浜市	施設数	14	51	36	101
	客室数(洋室)	948	92	59	1,099
	客室数(和室)	164	429	129	722
	合計定員	2,067	1,844	907	4,818
近江八幡市	施設数	7	14	10	31
	客室数(洋室)	416	79	2	497
	客室数(和室)	11	157	103	271
	合計定員	664	796	524	1,984
草津市	施設数	8	10	4	22
	客室数(洋室)	665	234	4	903
	客室数(和室)	2	84	36	122
	合計定員	1,129	605	91	1,825
守山市	施設数	12	27	2	41
	客室数(洋室)	658	394	6	1,058
	客室数(和室)	52	91	7	150
	合計定員	1,654	1,046	48	2,748
栗東市	施設数	2	10	7	19
	客室数(洋室)	50	278	19	347
	客室数(和室)	4	44	21	69
	合計定員	96	637	302	1,035
甲賀市	施設数	7	20	22	49
	客室数(洋室)	358	86	27	471
	客室数(和室)	27	165	54	246
	合計定員	721	725	376	1,822
野洲市	施設数	4	5	3	12
	客室数(洋室)	195	44	23	262
	客室数(和室)	3	22	2	27
	合計定員	230	206	224	660
湖南市	施設数	5	4	2	11
	客室数(洋室)	268	20	24	312
	客室数(和室)	3	32	3	38
	合計定員	388	138	237	763
高島市	施設数	6	51	58	115
	客室数(洋室)	162	74	158	394
	客室数(和室)	25	406	300	731
	合計定員	604	1,939	2,703	5,246

県内の宿泊施設数等(H30.2.28現在)

市町	データ	ホテル	旅館	簡易宿所等	総計
東近江市	施設数	6	27	18	51
	客室数(洋室)	550	91	10	651
	客室数(和室)	18	205	78	301
	合計定員	748	814	749	2,311
米原市	施設数	5	32	37	74
	客室数(洋室)	516	57	49	622
	客室数(和室)	3	245	55	303
	合計定員	1,637	960	401	2,998
日野町	施設数	2	4	38	44
	客室数(洋室)	30	46	2	78
	客室数(和室)	5	31	56	92
	合計定員	108	190	212	510
竜王町	施設数	0	3	3	6
	客室数(洋室)	0	0	18	18
	客室数(和室)	0	19	17	36
	合計定員	0	68	458	526
愛荘町	施設数	1	6	0	7
	客室数(洋室)	14	25	0	39
	客室数(和室)	0	44	0	44
	合計定員	56	173	0	229
豊郷町	施設数	1	0	0	1
	客室数(洋室)	28	0	0	28
	客室数(和室)	3	0	0	3
	合計定員	37	0	0	37
多賀町	施設数	0	2	2	4
	客室数(洋室)	0	0	32	32
	客室数(和室)	0	15	12	27
	合計定員	0	60	200	260
総計	県内施設数合計	131	372	309	812
	客室数(洋室)	8,485	2,028	568	11,081
	客室数(和室)	414	3,511	1,201	5,126
	合計定員	17,733	18,777	10,252	46,762

※甲良町は"0"のため、表示なし

## 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊・衛生業務スケジュール(案)

2018/3 作成

項目	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
組織	専門委員会設置	宿泊部会設置	医事・衛生部会設置	標準献立部会設置 馬事衛生部会設置			
	第1回専門委員会 第2回専門委員会	第3回専門委員会	第4回専門委員会	第5回専門委員会	第6回専門委員会	第7回専門委員会	第8回専門委員会
方針等 (審議事項)	宿泊基本方針				宿泊料金決定	宿泊実施要項策定	
	医事衛生基本方針				宿泊要項策定		
	宿泊基本計画				日体協調整・協議・決定		
	医事衛生基本計画						
宿泊・配宿計画	宿泊基礎調査	第一次仮配宿	配宿方式決定	宿泊施設実態調査 (データ修正・追加)	宿泊施設実態調査 (データ修正・追加)	本配宿	
		宿泊施設充足対策要項	配宿業務委託内容検討	第二次仮配宿	第三次仮配宿		
		転用施設検討・民泊実施の検討	宿泊施設データベース等作成業務委託 (宿泊料金調査)	宿舎・料金協定書締結			
		配宿体制検討		配宿業務委託			
医事・衛生・救護		医療救護要項	医療救護実施要項		救護本部・救護所設置計画	救護本部・救護所	
		環境衛生対策要項	環境衛生対策実施要項		医療救護薬品・資材整備計画	医療救護薬品・資材	
		食品衛生対策要項	食品衛生対策実施要項		環境衛生対策		
		予防・防疫対策要項	予防・防疫対策実施要項		食品衛生講習会		
					衛生講習会等		
標準献立			標準献立作成方針	標準献立表作成	講習会の実施		
			国体弁当料金決定	国体弁当調達要項	国体弁当調達計画	国体弁当提供	
					国体弁当業者指定		
馬事衛生			馬事衛生対策実施要項	馬事衛生実施要項	馬事衛生関係計画	馬事衛生対策本部	
						馬診療所・装蹄所等設	